

○経済産業省告示第 号

情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）第三条第二項第五号の規定に基づき、平成二十九年経済産業省告示第二百二十八号（情報処理の促進に関する法律施行規則第三条第二項第五号に規定する経済産業大臣の認定等について定める告示）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

平成二十九年経済産業省告示第二百二十八号（情報処理の促進に関する法律施行規則第三条第二項第五号に規定する経済産業大臣の認定等について定める告示）の一部を改正する告示

平成二十九年経済産業省告示第二百二十八号（情報処理の促進に関する法律施行規則第三条第二項第五号に規定する経済産業大臣の認定等について定める告示）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
-----	-----

(定義)

第一条 この告示において「対象学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づき大学、大学（短期大学を除く。）又は専修学校をいう。

2 この告示において「学科等」とは、対象学校における情報セキュリティに関する知識を修得するための研究科、研究科の専攻、学部、学科又はこれらに相当する課程（学校教育法に基づく専門職大学におけるものにあつては、学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第二条の二

(新設)

に規定する学士（専門職）を授与するものに限
り、専修学校におけるものにあつては、学校教
育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一
号）第百五十五条第一項第五号の規定による文
部科学大臣の指定を受けた専修学校の専門課程
又は専攻科に限る。）をいう。

3 この告示において「履修計画」とは、情報セ
キュリティシステムの開発並びに情報処理シス
テム及びこれを用いる業務におけるセキュリティ
管理に関する専門知識を修得するための履
修項目を定める計画をいう。

(規則第三条第二項第五号の経済産業大臣が定める者等)

第二条 情報処理の促進に関する法律施行規則

(平成二十八年経済産業省令第百二号。次項において「規則」という。) 第三条第二項第五号の経済産業大臣が定める者は、学科等のうち経済産業大臣(独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。))が情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号。第五条第二項において「法」という。) 第七条第一

(規則第二条第一項各号に掲げる試験の科目に応じ情報処理安全確保支援士として必要な知識及び技能を有する者等)

第一条 情報処理の促進に関する法律施行規則

(平成二十八年経済産業省令第百二号。以下次項において「規則」という。) 第二条第一項各号に掲げる試験の科目に応じ情報処理安全確保支援士として必要な知識及び技能を有する者として経済産業大臣が定める者は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学院、大学(短期大学を除く。)又は専修学校に

項の規定により情報処理安全確保支援士試験の実施に関する事務（以下「支援士試験事務」という。）を行う場合にあつては、機構。）の認定を受けたもの（以下「認定学科等」という。）を修了若しくは卒業した者又はその年度において当該認定学科等を修了若しくは卒業することが見込まれる者であつて、履修計画を修了したと対象学校より認定（以下「修了認定」という。）を受けた者（第八条の規定による報告書の提出があつた日から二週間を経過した日から起算して二年以内に情報処理安全確保支援

における情報セキュリティに関する知識を修得するための研究科、研究科の専攻、学部、学科又はこれらに相当する課程（同法に基づく専門職大学におけるものにあつては、学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第二条の二に規定する学士（専門職）を授与するものに限り、専修学校におけるものにあつては、平成六年文部省告示第八十四号（専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程）第二条に規定する高度専門士の称号を付与するものに限る。）（以下「学科等」

士試験を受ける場合に限る。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に情報処理安全確保支援士試験を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に情報処理安全確保支援士試験を受けることとする。）とする。

という。）のうち経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（以下この項及び第四条において「機構」という。）が情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下第四条第二項において「法」という。）第七条第一項の規定により情報処理安全確保支援士試験の実施に関する事務（以下第四条第一項において「支援士試験事務」という。）を行う場合にあっては機構。以下同じ。）の認定を受けたもの（以下「認定学科等」という。）を修了若しくは卒業した者又はその年度において当該認定

2

規則第三条第二項第五号の経済産業大臣が定

2

前項に規定する者に対しては、規則第二条第

学科等を修了若しくは卒業することが見込まれる者であつて、情報セキュリティシステムの開発並びに情報処理システム及びこれを用いる業務におけるセキュリティ管理に関する専門知識を修得するための履修項目を定める計画（以下「履修計画」という。）を修了した旨の認定（以下「修了認定」という。）を受けた者（第七条による報告があつた日から起算して二年以内に情報処理安全確保支援士試験を受ける場合に限る。）とする。

める科目は、規則第二条第一項第二号に掲げる科目とする。

(学科等の認定の申請)

第三条 前条第一項の学科等の認定を受けようとする者は、様式第一の申請書に次の各号に掲げる事項を記載した書類及び使用する教材（履修計画に係るものに限る。以下この条及び第六条第一項において同じ。）を添えて、これを経済産業大臣（機構が支援士試験事務を行う場合にあっては、機構。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

一 項第二号に規定する科目を免除する。

(学科等の認定の申請)

第二条 前条第一項の学科等の認定を受けようとする者は、様式第一の申請書に次の各号に掲げる事項を記載した書類及び使用する教材（履修計画に係るものに限る。以下本条及び第五条第一項において同じ。）を添えて、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

一〇七 (略)

(欠格事由)

~~第四条~~ ~~第十条~~の規定により学科等の認定を取り消され、当該取消しの日から起算して二年を経過しない者は、~~第二条第一項~~の学科等の認定を受けることができない。

(手数料の納付)

~~第五条~~ ~~第二条~~の規定による申請を行おうとする者は、手数料として七万七千円を国（機構が支援士試験事務を行う場合にあつては、機構。）に納付しなければならない。

一〇七 (略)

(欠格事由)

~~第三条~~ ~~第九条~~の規定により学科等の認定を取り消され、当該取消しの日から起算して二年を経過しない者は、~~第一条第一項~~の学科等の認定を受けることができない。

(手数料の納付)

~~第四条~~ ~~第二条~~の規定による申請を行おうとする者は、手数料として七万七千円を国（機構が支援士試験事務を行う場合にあつては、機構。）に納付しなければならない。

2 前項の手数料は、国に納付する場合にあつては第三条の申請書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、機構に納付する場合にあつては法第八条第一項に基づき認可を受けた支援士試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

3 (略)

(学科等認定の基準)

第六条 経済産業大臣（機構が支援士試験事務を行う場合にあつては、機構。）は、第二条の学科等の申請が次の各号のいずれにも適合するも

2 前項の手数料は、国に納付する場合にあつては第二条の申請書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、機構に納付する場合にあつては法第八条に基づき認可を受けた支援士試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

3 (略)

(学科等認定の基準)

第五条 経済産業大臣は、第二条の学科等の申請が次の各号のいずれにも適合するものと認めるときは、その認定をするものとする。

のと認めるときは、その認定をするものとする。

一 〃 四 (略)

2 (略)

(学科等の認定の通知等)

第七条 経済産業大臣（機構が支援士試験事務を行う場合にあつては、機構。）は、前条の学科等の認定をしたときは、その旨を認定を受けた者に通知するとともに、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。

一 〃 三 (略)

一 〃 四 (略)

2 (略)

(学科等の認定の通知等)

第六条 経済産業大臣は、前条の学科等の認定をしたときは、その旨を認定を受けた者に通知するとともに、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。

一 〃 三 (略)

(修了認定を受けた者の報告)

第八条 第六条第一項の学科等の認定を受けた者は、認定学科等に属する者が履修計画を修了したと認めるときは、修了認定を行い、当該修了認定を行った日から三月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を経済産業大臣（機構が支援士試験事務を行う場合にあつては、機構。）に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該修了認定を受けた者の氏名及び生年月日

(修了認定を受けた者の報告)

第七条 第五条第一項の学科等の認定を受けた者は、認定学科等に属する者が履修計画を修了したと認めるときは、修了認定を行い、当該修了認定を行った日から三月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該修了認定を受けた者の氏名並びに生年月日

(学科等の変更の届出)

第九条 第六条第一項の学科等の認定を受けた者は、第三条各号に掲げる事項（認定学科等に係るものに限る。）に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣（機構が支援士試験事務を行う場合にあつては、機構。）に届け出なければならない。ただし、経済産業大臣が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

(学科等の認定の取消し)

第十条 経済産業大臣（機構が支援士試験事務を

(学科等の変更の届出)

第八条 第五条第一項の学科等の認定を受けた者は、第二条各号に掲げる事項（認定学科等に係るものに限る。）に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、経済産業大臣が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

(学科等の認定の取消し)

第九条 経済産業大臣は、第五条第一項の学科等

行つ場合に於ては、機構。次項において同じ。）は、第六条第一項の学科等の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 認定学科等が第六条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 (略)
- 三 第八条の規定による報告書の提出をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 認定学科等が第五条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 (略)
- 三 第七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 第八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

様式第一を次のように改める。

2	五 (略)
2	五 (略)

様式第 1（告示第 3 条関係）

受理年月日	
認定年月日	

収入印紙
（収入印紙は消印 しないこと）

情報処理安全確保支援士試験
免除対象学科等認定申請書

年 月 日

経済産業大臣
殿
独立行政法人情報処理推進機構理事長

氏名（法人にあつては名称及び代表者名）
住所
連絡先（電話番号及び担当者名）

情報処理安全確保支援士試験免除対象学科等の認定を受けたいので、情報処理の促進に関する法律施行規則第 3 条第 2 項第 5 号に規定する経済産業大臣の認定等について定める告示第 3 条の規定に基づき、申請します。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別表を次のように改める。

別表

分野	項目	項目数及び履修時間
一 セキュリティ（重点分野）	1 情報セキュリティの脅威 2 情報セキュリティマネジメント 3 情報セキュリティ対策 4 セキュリティ実装技術・評価	すべての項目を履修し、その履修時間の合計が百十時間以上のもの
二 デジタル技術（重点分野）	1 ネットワーク	すべての項目を履修し、その履修時間の合計が二十時間以上のもの
三 ビジネス・テクノロジー	1 サービスマネジメント 2 ガバナンス・監査	すべての項目を履修し、その履修時間の合計が二十時間以上のもの

	3 データベース 4 システムライフサイクルプロセス 5 開発・運用の方法論	もの
--	---	----

附 則

- 1 この告示は、令和九年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正前の平成二十九年経済産業省告示第二百二十八号第五条第一項の規定に基づき経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）が情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第七条第一項の規定により情報処理安全確保支援士試験の実施に関する事務を行う場合にあつては、機構。）の認定の有効期間については、なお従前の例による。